

令和7年度

業務概要



秋田県動物愛護センター

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地

TEL 018-827-5051

FAX 018-886-5581

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13481>

目 次 （動物愛護センター業務の概要）

1 沿革	1～2
2 組織構成図	3
3 職員構成	3
4 事務分掌 【参考1】所掌する法令、手数料	4
5 業務内容と管轄区域	5
6 施設の概略図（本所）	6
7 施設の概略図（分所）	7
表1 狂犬病予防業務等の実施状況	8
表2 犬に関する危害防止業務実施状況	8
表3 犬の飼い方・管理方法に関する行政措置対応	8
【参考2】令和5年度 狂犬病予防注射率管内実績	9
表4 犬に関する苦情・被害の届出状況	10
表5 犬による咬傷事故の実態調査	11
表6 犬に関する相談受理状況	12
表7 猫に関する苦情相談の届出状況	12
表8 猫の引取り等の収容状況	13
表9 負傷猫通報受理と収容対応状況	13
表10 猫の飼い方・管理方法等に関する行政措置対応	13
表11 犬猫の譲渡実施状況	14
表12 犬のしつけ方教室等実施状況	14
表13 命を大切にする心を育む教室実施状況	14
【参考3】犬猫譲渡会等開催・参加実施状況	15
【参考4】令和4年3月動物愛護管理法違反の飼い主が所有権 放棄した多頭飼育されていた犬の収容・譲渡状況(再掲)	15
【参考5】犬猫不妊去勢手術実施状況	15

表14 処分頭数の地区別内訳	16
表15 処分頭数及びその理由内訳（秋田市分を除く）	16
表16 特定動物の飼養許可事務	17
表17 特定動物の飼養許可状況	17
表18 動物取扱業の登録事務	18
表19 動物取扱責任者研修実施状況	18
表20 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況	19
【参考6】動物愛護センター来場者	20
【参考7】動物愛護センター運営ボランティア登録者	20
【参考8】動物愛護センターへの寄付協力者	20
【参考9】調査研究	21～25

1 沿革

- 平成2年6月 動物管理センター施設竣工（秋田市浜田）、秋田県秋田保健所動物管理センターとして業務開始。全県の犬猫の処分、焼却を同センターで一括実施。
- 平成6年2月 飼い犬の適正飼養啓発のため「犬のしつけ教室」事業を開始。
犬の適正飼養啓発事業で活躍するパートナー犬事業を開始。
- 平成6年6月 「子犬の譲渡」事業を同センター業務として実施。
- 平成8年4月 平成7年狂犬病予防法改正に伴い、飼い犬の登録が生涯一回に改正。
- 平成9年4月 生活環境部所管の秋田県動物管理センターとして独立公所化。管理担当と保護担当を設置。総務担当は秋田保健所が兼務。
「秋田県動物の保護及び管理に関する条例」施行。（犬猫引取手数料1,000円/頭）
「秋田県犬の危害防止条例」を廃止。
犬の生体払い下げを廃止。
- 秋田市が中核市として狂犬病予防法を所掌し、犬の捕獲・抑留業務を開始。
- 平成9年10月 同条例に基づく特定動物飼養許可及び動物取扱業の届出事務を開始。
- 平成10年4月 総務担当は生活環境部主管課が兼務。
- 平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」。）」に改正。
- 平成12年4月 「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録、注射事務が市町村の事務に移行。
平成11年の動愛法改正に伴い秋田市が犬猫の引取り業務を所掌。
- 平成12年12月 「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」）」に改正。
- 平成13年9月 パートナー犬の譲渡（「成犬の譲渡」事業）を開始。
同センターから譲渡した子犬等の「譲渡犬同窓会」事業を開始。
- 平成15年3月 「あきた動物愛護管理基本構想」を策定。
- 平成18年3月 「猫の譲渡」事業を実施。
- 平成18年6月 「動愛法」が改正施行。「動愛条例」を一部改正し、「動愛法」に基づく特定動物の飼養許可等に変更するとともに、動物取扱業の登録事務を開始。
- 平成18年10月 「命を大切にする心を育む教室」事業を開始。
- 平成19年4月 「秋田県動物愛護推進協議会」を設置。
「秋田県動物愛護推進員」40名を委嘱。
- 平成20年2月 「秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
- 平成23年4月 東日本大震災に伴う県内避難者同伴犬猫の飼養等の支援対策を実施。
- 平成24年4月 秋田八幡平クマ牧場で除雪作業中運動場に積み上がっていた雪の山を上って場内にヒグマ6頭が逃げ出し従業員2名が死亡する事故が発生。
- 平成26年4月 犬猫引取手数料額改正（2,000円/頭）。
- 平成28年3月 「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
「秋田県動物愛護センター（仮称）」整備計画を策定。
- 平成28年4月 「犬猫団体譲渡」及び「合同譲渡会（県内の動物愛護団体との協働）」事業を開始。
- 平成29年10月 動物愛護センター新設のための工事着手（秋田市雄和）。
動物管理センター（分所）内飼養施設を改修。
- 平成31年4月 秋田県動物愛護センター開設（旧動物管理センターは分所活用）。

令和元年 6 月 同センターでの譲渡対象犬猫の展示など一般開放の開始。

令和元年 9 月 第 39 回全国豊かな海づくり大会にご来県の天皇皇后両陛下が同センターご訪問。

令和 2 年 6 月 「動愛法」の一部を改正する法律施行。動物取扱業登録、特定動物許可要件の規定追加など。

令和 3 年 10 月 「第 3 次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。

令和 4 年 3 月 動愛法違反で飼い主が逮捕され、飼い主が飼養放棄した犬 56 頭を県が保護・収容。
以後、同センターで飼養し通常の犬の譲渡と並行して新たな飼い主への譲渡を開始。

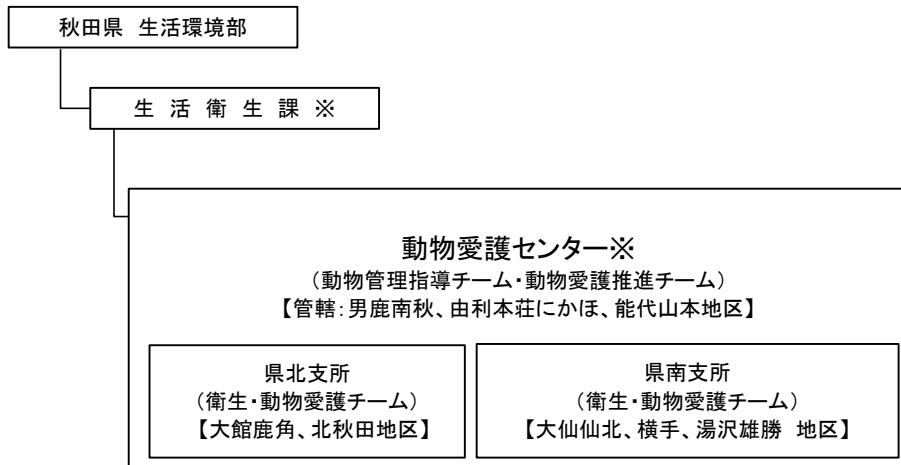
令和 5 年 8 月 これまでの県民及び県内団体への譲渡に加え、県外団体への譲渡を開始。

令和 6 年 4 月 所内の動物愛護推進班と動物管理指導班を所掌事務内容の再編と合わせて動物管理指導チームと動物愛護推進チームに変更。

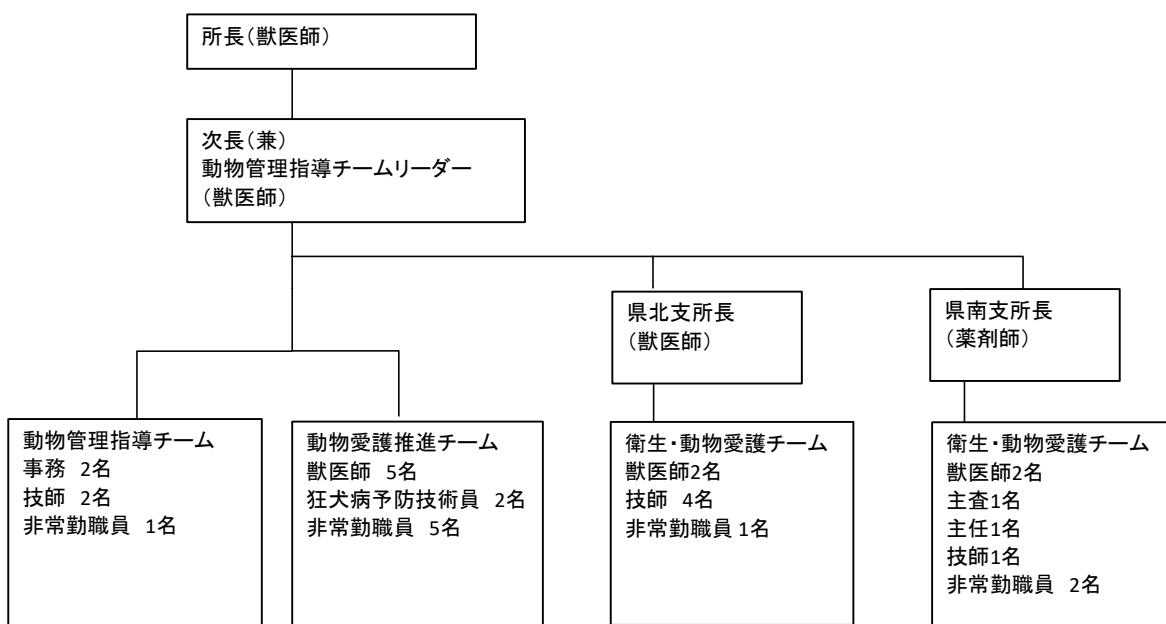
令和 7 年 4 月 県の組織改編により大館保健所内に県北支所、大仙保健所内に県南支所を追加設置。

2 組織構成図

令和7年1月1日現在



3 職員構成図



4 事務分掌

所名	主な分掌事務内容
動物愛護センター	1 予算の執行管理に関すること
	2 庁舎管理に関すること
	3 労働衛生に関すること
	4 業務委託契約等に関すること
	5 関係機関・団体との連絡調整に関すること
	6 特定動物の飼養許可事務、指導に関すること
	7 動物取扱業の登録事務、指導に関すること
	8 動物愛護思想の普及啓発に関すること
	9 動物由来感染症に関すること
	10 狂犬病予防法及び犬の危害防止に関すること
	11 動物の飼い方相談及び適正飼養の普及啓発に関すること
	12 負傷動物の収容に関すること
	13 飼い犬・飼い猫の引取り申請に関すること
	14 収容動物の飼養管理及び譲渡に関すること

【参考 1】

○所掌する法令

- 狂犬病予防法
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

○手数料

種 別	手数料額	根拠法令等
抑留犬返還手数料	1頭につき 5,000円	・狂犬病予防法施行細則 ・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	加えて1頭当たり管理した日数1日につき 600円	
第一種動物取扱業登録 (更新)申請手数料	1件につき 15,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	3件以上につき(上限) 30,000円	
特定動物飼養許可申請 手数料	1件につき 15,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	3件以上につき(上限) 30,000円	
特定動物飼養許可事項 変更許可申請手数料	1件につき 10,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年4月から)
	3件以上につき(上限) 20,000円	
犬猫引取り手数料	生後91日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき 2,000円	・秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年4月から)
	生後90日以内の犬又は猫 10頭又は10匹につき 2,000円	

5 業務内容と管轄区域

業務内容	管轄区域
1 犬の登録・狂犬病予防注射事業の推進	全県（秋田市を除く）
2 犬・猫等の適正飼養に関する啓発・指導	全県（秋田市を除く）
3 犬の危害防止に関する業務（捕獲、抑留、返還、措置）	全県（秋田市を除く）
4 飼い犬の引き取り	全県（秋田市を除く）
5 飼い猫等の引き取り	全県（秋田市を除く）
6 犬・猫の処分（譲渡、安楽死処分等）	全県（秋田市を除く）
7 犬・猫等の飼い方相談	全県
8 動物取扱業の登録事務、監視指導	全県
9 特定動物の飼養許認可事務、監視指導	全県
10 動物愛護思想の普及啓発 (しつけ方教室、命を大切にする心を育む教室の開催等)	全県
11 県内の動物愛護団体等との事業提携 (合同譲渡会、災害時のペット同行避難訓練等)	全県

- 「知事の権限に属する狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物愛護センター所長に委任する規則」に基づく業務区分

6 施設の概略図

【本所平面図】



○施設の概要

施設名 秋田県動物愛護センター
所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地
敷地面積 5,961.45 m²
建物面積 1,496.74 m²

工期 着工 平成29年10月
完成 平成31年3月

【県北支所】

大館保健所内

所在地：秋田県大館市十二所字平内新田 237-1

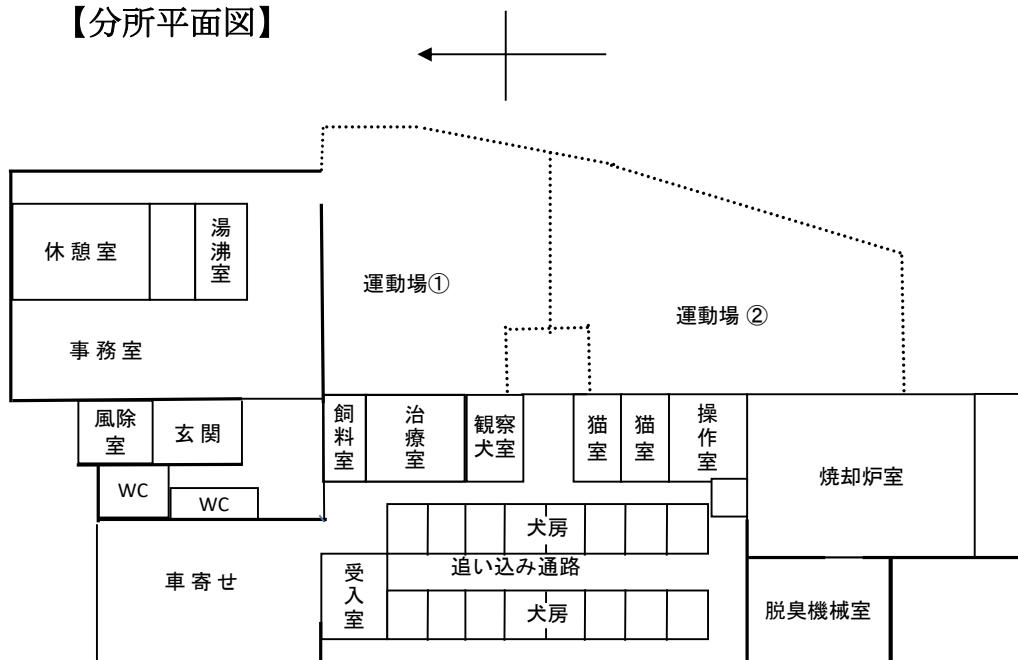
【県南支所】

大仙保健所内

所在地：秋田県大仙市大曲上栄町 13-62

7 施設の概略図

【分所平面図】



○ 施設の概要

施設名 動物愛護センター分所
所在地 秋田市浜田字神坂160番地
敷地面積 2. 928. 46m²
建物面積 本館 385. 21m²
車庫 54. 00m²
工期 着工 平成1年10月31日
完成 平成2年 5月31日

配 置 図

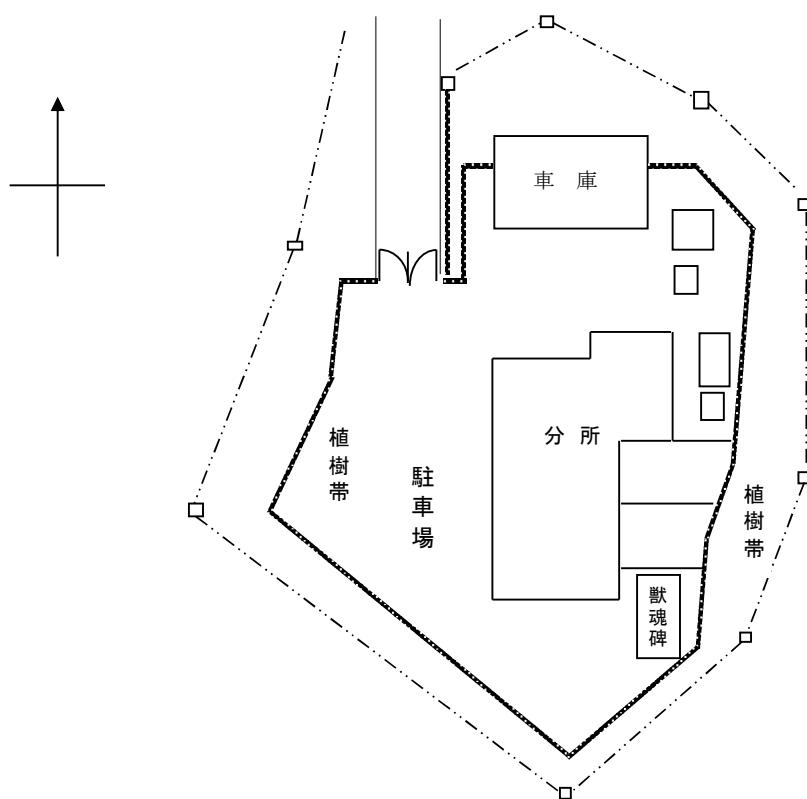


表1 狂犬病予防業務等の実施状況

令和7年3月31日現在

年 度	登録状況											狂犬病予防注射状況				抑留犬飼養管理状況		
	登録頭数 (期間末原簿総数)	登録申請頭数	鑑札再交付数	死亡届出件数	犬の所在地変更届							所有者の氏名・住所所変更	所有者の変更届	集合注射頭数	個別注射頭数	小計	注射済票の再交付数	抑留犬管理件数
令和6年度	2,837	149	4	229	14	6	37	21	6	84	13	14	1,497	612	2,109	1	1	16
令和5年度	2,880	161	6	291	20	5	38	28	6	97	9	8	1,527	626	2,153			
令和4年度	2,981	151	4	329	19	4	45	21	23	112	7	2	1,645	535	2,180	2	4	13
令和3年度	3,118	204	7	340	18	3	25	25	4	75	10	9	1,742	553	2,295		3	21

表2 犬に関する危害防止業務実施状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

年 度	抑留状況							処分状況								
	捕獲頭数		動愛法35条第3項の拾得	引取り申請状況			保健所からの移送	合計	飼い主返還	殺処分	譲渡	へい死	その他	合計		
	負傷頭数	申 請 件 数		頭数	申 請 件 数	負傷頭数										
令和6年度	4	1						27	31	3	1	1	39	1	1	45
令和5年度	4			4	4		4	38	46	2		8	64	2		76
令和4年度	10	2	12	1	1		1	59	82	4	2	31	55	5	5	100
令和3年度	6		2	59	54	5	59	85	93	3		23	70			96

表3 犬の飼い方・管理方法に関する行政措置対応

令和6年4月1日～令和7年3月31日

年 度	行政措置等							棄殺	
	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	実施地区	頭数
令和6年度			1			1	8		
令和5年度		1				1	2		
令和4年度		1	6	1		2	4		

【参考2】 令和6年度 狂犬病予防注射率管内実績

	集合注射	個別注射	小計	登録頭数	注射率
男鹿市	405	220	625	939	66.6
潟上市	697	269	966	1,182	81.7
八郎潟町	75	31	106	170	62.4
五城目町	144	49	193	228	84.6
井川町	106	20	126	209	60.3
大潟村	70	23	93	109	85.3
管内合計	1,497	612	2,109	2,837	74.3

表4 犬に関する苦情・被害の届出状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

年度	被害苦情の届出件数	計	一般苦情					衛生上の苦情					被害						
			小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	なき声等	その他	小計	脱糞・排尿	悪臭	脱毛	その他	小計	咬傷を受けた者	それ以外	咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他
令和6年度	12	14	12	4		2	6	1				1	1			1			
令和5年度	13	13	11	3			8	0					2		2				
令和4年度	18	19	16	6		1	9	1	1				2		2				
令和3年度	18	23	16	13	1	1	1	1	1				6		3		1	1	1

表5 犬による咬傷事故の実態調査

					咬 傷 事 故 被 害 者						咬傷事故発生時 間 帯				咬傷事故の発生時 における犬の状況				咬傷事故の発生時 における被害者の状況				咬傷事故の後 の犬の状況				咬傷事故の発生場所											
			被害者		就学前の者	小 学 生	中 学 生	そ の 他	計	9時まで	9時以降	12時以降	15時以降	18時以降	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	そ の 他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通 行 中	遊 戲 中	そ の 他	捕 獲	引 取 り	飼 養 繼 続	逸 走	そ の 他	公共の場所	そ の 他						
			咬 傷 事 故 を起 こ し た 犬 の 頭 数	飼い主・家族	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女								
飼い犬	飼い主登録判明	登録	1	1		1			1				0	1	1							1			1			1		1								
		未登録																																				
	飼い主不明																																					
野犬(放浪犬)																																						
計			1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0

●「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

表6 犬に関する相談受理状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

	相談受理件数	計	引き取り申請等	指引導り拒否、飼い方・病気等 （再掲続等）を 法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	死亡犬	その他	
令和6年度	136	146	17	0	9	21	53	16	1	4	25
令和5年度	197	222	25	0	6	14	109	15	13	0	40
令和4年度	231	231	20	6	16	24	124	16	3	3	25
令和3年度	329	335	32		9	21	207	11	7		48

表7 猫に関する苦情相談の届出状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

	計	引取相談						苦 情						飼い方相談等											
		小計	猫引取り申請	件継続取り（再を拒揚・指導・※し飼た養）	所有者不明猫収容	件継続取り（再を拒揚・指導・※し飼た養）	負傷・死亡猫収容	その他	小計	なき声	糞尿・悪臭等	家畜・ペット等の被害	農地・庭園等の被害	餌やり※	子猫の出産※	多頭飼育※	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	里親希望・譲渡相談	餌やり※	多頭飼育※	その他
令和6年度	789	287	80	46	139	48	48	20	81	13	20	0	3	16	5	11	13	421	29	42	4	255	2	2	87
令和5年度	798	283	191	42	125	33	54	12	45	2	8	0	1	11	1	13	9	470	10	36	4	331	3	1	85
令和4年度	927	307	105	36	159	24	40	3	50	0	6	3	1	19	4	8	9	617	36	49	4	427	11	5	85
令和3年度	953	338	115	-	171	-	43	9	36	4	10	0	2	-	-	-	8	579	21	21	0	445	-	-	92

※令和4年度から追記した項目（令和3年度は集計なし）

表8 猫の引取り等の収容状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

事 項		6年度	5年度	4年度	3年度
引取り申請	生後91日以上	おす めす 頭数計	36 63 99	26 28 54	67 89 156
	生後90日以内		40	33	45
	小 計		139	87	201
拾得等の収容	生後91日以上(推定含む)		15	4	9
	生後90日以内(推定含む)		59	59	70
	負傷猫(年齢問わず・内数)		29	60	59
	小 計		103	123	138
移送受理	生後91日以上(推定含む)		143	164	197
	生後90日以内(推定含む)		83	136	194
	小 計		226	300	391
合 計		468	510	730	861

(数字は頭数)

表9 負傷猫通報受理と収容対応状況(一部再掲)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

事 項		6年度	5年度	4年度	3年度
負傷猫	受付・調査対応(件)	34	68	69	56
	収容数(頭)	29	60	59	52

- 傷病原因は、交通事故又はその疑い、衰弱・長期放浪・感染症罹患・カラスの攻撃、遺棄等による衰弱（子猫）の事例が多い。

表10 猫の飼い方・管理方法等に関する行政措置対応

令和6年4月1日～令和7年3月31日

	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	その他	
								チラシ配布	関係者との協議
令和6年度						1	7	4	0
令和5年度							6	2	
令和4年度							15	3	
令和3年度							10		1

- R5チラシ配布2件は、8月と3月大潟村役場の協力で同村全850戸に猫飼い方やえさやり等の注意喚起のためのチラシ配布
- R5関係者との協議は、6月大潟村役場にて村民、議員、役場、センターが同村内の猫苦情対応について一堂に会し意見交換を実施

表11 犬猫の譲渡実施状況

事 項			令和6年4月1日～令和7年3月31日			
		6年度	5年度	4年度	3年度	
犬の譲渡	子犬(頭)	一般譲渡	0	9	2	22
		団体譲渡	0	0	20	14
		計	0	9	22	36
	成犬(頭)	一般譲渡	25	37	23	25
		団体譲渡	14	18	10	9
		計	39	55	33	34
	計		39	64	55	70
猫の譲渡	子猫(頭)	一般譲渡	19	59	52	144
		団体譲渡	130	147	151	148
		計	149	206	203	292
	成猫(頭)	一般譲渡	88	108	131	104
		団体譲渡	0	2	12	12
		計	88	110	143	116
	計		237	316	346	408

表12 犬のしつけ方教室等実施状況

事 項		6年度計	内訳				令和6年4月1日～令和7年3月31日		
しつけ方教室等	回 数		しつけ方教室※1	譲渡犬同窓会	譲渡講習・個別相談※2	出張講演※3	5年度計	4年度計	3年度計
	受講者(人)	410	119	53	238	0	290	141	294
	受講犬(頭)	123	61	23	39	0	143	98	75

※1:県内保健所・獣医師会などと連携し県内各地に出張し実施。

※2:センター地内で実施。

※3:県庁出前講座対応。

表13 命を大切にする心を育む教室実施状況

事 項		6年度計	内訳			令和6年4月1日～令和7年3月31日		
			小学校低学年向け※1	小中高校生向け※2	体験学習・視察等※3	5年度計	4年度計	3年度計
命を大切にする心を育む教室	回 数	108	23		85	57	10	33
	受講者(人)	1,128	828		300	798	531	801
	ボランティア(人)	0				0	2	3
	ボランティア犬等(頭数)	0				0	2	3

●「ボランティア人数(動物愛護推進員含む)」と「ボランティア犬等頭数(センター同伴犬ねこ含む)」は、延べ数。

●※1と※2は依頼のあった各学校等に出張(出前講座対応)し実施。

●※3は小中高校生、一般県民の体験学習・視察受け入れ(センター地内での実施)などの実績を計上。

【参考3】犬猫譲渡会等開催・参加実施状況

事 項	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施回数（回）	12	12	12	8
譲渡決定頭数（頭）	156	193	182	147
来場者数計（人）	3,917	3,146	2,480	1,588

●実施回数は県内団体との合同開催を含むとともに、来場者には、見学者、譲渡希望者、行事参加者、ボランティアなどを含みます。

【参考4】令和4年3月動物愛護管理法違反の飼い主が所有権放棄した多頭飼育されていた犬の収容・譲渡状況(再掲)

事 項	令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末
収容頭数（頭）	0	12	39	56
削減割合（%）	100	78.6	30.4	—
譲渡頭数（頭）	12	26	24	—
備 考	県内の団体への譲渡、県民及び隣県の方へも譲渡	県民や県内団体への譲渡の他、一部県外団体にも譲渡	譲渡頭数にはその後生まれた子犬7頭も含む	収容頭数には子犬5頭を含む

【参考5】犬猫不妊去勢手術実施状況

(頭数)

区分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
犬	オス	4	5	5	5	4
	メス	3	4	3	1	4
	計	7	9	8	6	8
猫	オス	21	26	22	15	3
	メス	20	18	17	17	23
	計	41	44	39	32	26
合計		48	53	47	38	34

表14 処分頭数の地区別内訳

事 項		令和6年度	令和5年度	4年度	3年度
遺骸焼却稼働日数		9	6	8	7
犬 (頭)	県北部	2	3	23	21
	県中央部	0	4	10	2
	県南部	0	3	3	1
	頭数合計	2	10	36	24
秋田市からの依頼(犬頭数)		0	4	1	0
犬処分頭数計【全県】		2	14	37	24
猫 (頭)	県北部	49	75	72	102
	県中央部	111	73	185	134
	県南部	72	67	138	183
	頭数合計	232	215	395	419
秋田市からの依頼(猫頭数)		0	54	64	61
猫処分頭数計【全県】		232	269	459	480

●県北部は大館・北秋田・能代保健所管内、県中央部は動物愛護センター・由利本荘保健所管内、県南部は大仙・横手・湯沢保健所管内分で、秋田市からの処分依頼と合わせてセンターに移送されている。

表15 処分頭数及びその理由内訳(秋田市分を除く)

令和6年4月1日～令和7年3月31日 (頭数)					
	成幼獣区分	処分理由			
		明らかな治癒の見込みがない病気や攻撃性が著しい	治癒の見込みがない病気、高齢、大型、幼弱等で譲り渡し先の負担が著しい	病気や事故のため収容時又は収容・加療中に死亡	
犬 (計2頭)	成犬	1	0		1
	子犬	0	0		0
	犬合計	1	0		1
猫 (計215頭)	成猫	163	20		2
	子猫	31	0		16
	猫合計	194	20		18
分類		1	分類	2	分類
					3

●成犬成猫は生後3ヶ月以上、子犬子猫は生後3ヶ月未満(推定含む)として区分

表16 特定動物の飼養許可事務

令和7年3月31日現在

年度	年度末現在の許可事業所件数	年度末現在の許可施設数
6年度	9	48
5年度	8	46
4年度	8	44
3年度	8	44

令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	事項	許可事項		届出変更	
		新規	変更	事項変更	廃止
許可申請件数	事業所数	6	1	1	1
	飼養施設数	8	2	1	3
飼養許可申請施設の処分等	許可	8	2		
	許可保留				
	不許可				

表17 特定動物の飼養許可状況

令和7年3月31日現在

動物種	事業所数	許可施設数	頭(匹)数	許可頭(匹)数
総計	計	48	203	599
	哺乳綱	4	34	186
	鳥綱	1	4	10
	爬虫綱	4	10	7
綱	目	科・属		
哺乳綱	霊長目	マカク属	4	98
		ヒヒ属	1	1
		オナガザル属	1	4
		コロブス属	1	4
		てながざる科	1	2
		ひと科 チンパンジー属	1	4
	食肉目	いぬ科	1	5
		くま科	3	12
		ねこ科 ヒョウ属	1	3
	長鼻目	ぞう科	1	2
	偶蹄目	きりん科	1	1
鳥綱	たか目	たか科	1	4
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科	1	1
	とかげ目	にしきへび科	2	5
		ボア科	3	3

表18 動物取扱業の登録事務

年度	年度末現在の登録件数	年度末現在の事業所数
令和6年度	543	358
5年度	558	365
4年度	558	368
3年度	580	382

種別	登録申請	登録更新	登録拒否	変更届出	廃止
種別	販売	17	12	1	26
	保管	18	24		34
	貸出し	2	5		7
	訓練	4	5		3
	展示	18	7		20
	競りあっせん				
	譲受飼養	2			2
令和6年度	61	53	1	90	75
5年度	64	64		86	64
4年度	43	92		74	69
3年度	69	125		93	77

表19 動物取扱責任者研修実施状況

	令和6年度	5年度	4年度	3年度
開催回数(回)	4	4	4	5
出席者数(人)	332	336	343	336
上記研修欠席者の個別研修(回・人)	3回・35人	3回・35人	2回・36人	書面研修1回・40人

※R3年度の個別研修は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加により急遽中止し、代替として書面研修を行った。

表20 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況

特定動物					
年度	施設数	立入検査件数	措置等		許可取消
			措置命令	その他	
令和6年度	41	89			
5年度	44	88			
4年度	40	88			
3年度	45	112			

動物取扱業											
種別	施設数	立入検査件数	業務停止		登録取消	21条			22条		
			一部	全部		勧告	命令	その他	勧告	命令	その他
種別	販売	93	126					5	3		4
	保管	88	105						4		1
	貸出し	27	35						1		
	訓練	15	17						2		
	展示	46	71					3	3		3
	競りあっせん										
	譲受飼養	3	3								
令和6年度計		272	357					8	13		8
5年度計		242	339					44			5
4年度計		200	230					17			13
3年度計		96	119								

※「その他」は指示書交付数。なお、R 4には他に1件10条関係での交付あり。

【参考6】動物愛護センター来場者

事項	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	(人)
来場者数計	13,546	9,968	8,492	9,080	3,486	

※来場者には、見学者、譲渡希望者、研修会・行事参加者、ボランティアなどを含みます。

【参考7】動物愛護センター運営ボランティア登録者

事項	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	(人)
登録者数計	24	32	35	43	41	
活動区分	I 飼育活動			30	24	36
	II 案内活動			23	19	29
	III 普及啓発	24	31	20	22	23
	IV ふれあい			14	16	16
	V 謾渡	—	—	6	6	6
	VI 預かり	6	12	13	9	15

※各年度登録者は各活動区分に重複登録あり

R 2年度は前年度登録更新者と新規登録者の計

R 6年度は前年度末に登録手続きが終了済みのため掲載

【参考8】動物愛護センターへの寄付協力者

事項	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	(人)
協力者数計	185	202	209	135	116	
内容内訳(件)	フード・缶詰類	88	105	140	83	87
	タオル類	75	77	47	37	27
	トイレシート・猫砂	17	29	24	18	13
	飼育用具類	23	18	30	9	19
	ワクチン等獣医療品	1	2	0	0	2
	その他	7	8	3	2	0
計		211	239	244	149	148

※協力者数計は延べ人数、内容内訳は重複件数

多頭飼育崩壊により収容した犬の譲渡について

動物愛護センター ○庄司浩久 鈴木豊 金理枝子
生活衛生課 福間幹大

1 はじめに

犬猫の多頭飼育問題は、飼い主から強制的に動物を取り上げることが難しいこと、飼い主が社会的に孤立している場合には話し合うことすら難しいことなど、問題の改善、解決に苦慮することが多い。

また、改善に向けた指導の中では、飼養頭数の削減が重要となるが、そのために引き取った犬猫については、攻撃性や健康状態などの理由により譲渡することが困難であることが多い。

今回、長年に渡って指導してきた犬の多頭飼育事例の飼い主が、動物愛護管理法違反により逮捕され、多数の犬が残された多頭飼育崩壊事例について、民間団体等からの支援を受けながら犬の譲渡を進めたので、その概要を報告する。

2 経緯

(1) これまでの経緯

本事例が崩壊するまでの経緯の概要を表1に示す。

平成22年5月20日、藤里町の民家で飼養されている犬の放し飼いに関する苦情が能代保健所に寄せられ、現地を確認するとともに飼い主（以下「A氏」）に対し適正に飼養するよう指導を行ったが、A氏は放し飼いが自然と主張するなど指導に従わない態度を示した。

平成23年度以降も、A氏に対し指導を行うとともに、放し飼いされている犬の捕獲を実施してきたが（表2）、次第に保健所職員を無視する、居留守を使う、電話しても出ないなどの反応を示すようになり、対応に苦慮する状態が続いていた。

さらに、A氏は、藤里町の自宅を長期間不在にすることが多くなり、劣悪な飼養状態を見かねた地域住民が給餌給水を行うこともあった。

表1 本事例が崩壊するまでの経緯

年	月日	内容
平成22年	5月～	・藤里町の多頭飼育事例を苦情相談により初めて探知（能代保健所）
		・能代保健所による適正飼養の指導及び放し飼いの犬の捕獲等を実施
		・10年間で捕獲した犬の頭数は、141頭
令和2年	9月	・羽後町における多頭飼育事例を羽後町役場が探知
	11月～	・湯沢保健所が放し飼いの犬を捕獲、返還、措置命令等の対応を実施
令和3年	9月	・地域町内会が、湯沢警察署等あて、「犬多頭飼いに関する請願書」を提出
	12月	・秋田県警察本部と能代警察署からの要請に基づき、本事例に関して協議を実施
令和4年	1月	・県警本部から犬捕獲後の移送、収容、飼養管理について協力要請
	2月	・藤里町の16頭を動物愛護センター分所（旧動物管理センター）に収容
	3月	・飼い主が逮捕され、羽後町等3カ所から計40頭を分所に収容

(2) 新たな動き

令和2年9月下旬頃から、A氏が羽後町に数頭～十数頭の犬を置き始めたが、周辺住民から放し飼い、糞の散乱などに関する苦情が寄せられ、羽後町役場と湯沢保健所が対応を開始した。

令和2年11月、湯沢保健所は、A氏に対し動物愛護管理法第25条第3項に基づく措置命令を2度発出したほか、同法第25条第5項に基づく報告を求めたものの、報告期限が過ぎても、また催促しても報告がなかった。

令和3年9月17日、当該地域の町内会から「犬多頭飼いに関する請願書」が湯沢保健所、羽後町役場及び湯沢警察署に提出された。

(3) 県警本部への協力

令和3年12月3日、秋田県警察本部生活安全部生活環境課及び能代警察署生活安全課から、生活衛生課に対し、藤里町及び羽後町の多頭飼育事例について、「動物愛護管理法第44条の虐待の疑い」として捜査したい旨の相談があり、犬を押収して証拠とするときの「立会、捕獲、虐待に関する科学的評価、移送、抑留」等についての協力要請があった。

令和4年1月にも協議を行い、犬の捕獲用具の貸与、捕獲方法についての指導助言及び犬捕獲後の移送・保管管理等について再度協力要請がなされた。

令和4年3月1日、A氏が動物愛護管理法第44条第2項に基づいて逮捕され、県警からの依頼により、56頭の犬を動物愛護センター分所（旧動物管理センター、以下「分所」）に収容した。

なお、収容後、3頭が計12頭を出産したため、最終的な収容頭数は68頭となっている。

表2 本事例における捕獲頭数の推移

H 2 4	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	計
1	2	12	3	10	66	47	141

3 譲渡への取り組み

(1) 職員による飼養管理

本事例崩壊後の経緯の概要を表3に示す。

収容するに当たっての警察との協議では、20頭程度を想定していたため、68頭の収容については困難を極めた。

収容能力が20頭である分所に68頭を収容するということは、1頭用の個室に複数頭を収容しなければならないことであり、また収容後の繁殖を防ぐため雌雄を分けること、出産した個体は隔離しなければならないことなど、収容はしたものの飼養管理するに当たっての課題が山積していた。

さらに、動物愛護センター（以下「センター」）がセンター内の犬猫の飼養管理で手一杯の状況であったことから、一時的に県内各保健所から支援を仰いで、飼養管理する職員を確保した。この状況は令和4年4月上旬まで続いたが、それ以降はセンターから職員を派遣して対応した。

（2）通常方法による譲渡

飼養管理体制がある程度確立したことから、生活衛生課と協議の上、生活衛生課動物愛護管理担当2名、センター職員3名で構成する「対策チーム」を発足し、譲渡を進めていくこととした。

まず手始めに、譲渡可能と判断した個体から新たな飼い主を募集することとし、令和4年4月27日からセンターのホームページ等で多頭飼育崩壊について伝えるとともに、飼い主の募集を開始した。

さらに同年10月から分所での犬たちの様子を動画配信するなど、譲渡の推進に向けた取り組みも強化した。

また、従来から協働で譲渡事業を実施している「NPO法人いぬ・ねこネットワーク秋田」（以下「いぬ・ねこネットワーク秋田」）に出産した母犬と子

犬を譲渡し、新しい飼い主を探してもらうことにした。

（3）新たな愛護団体等への譲渡

収容した犬の多くは、長年劣悪な環境で飼養されていたことで社会化期に人とふれあっていないため、人を怖がる傾向が強く、そうした個体を譲渡可能な状態まで馴化するには相当な時間を要することが推測された。

さらに、50頭近い犬を数人の職員で飼養管理することは、長期的に非常に負担となるため、全国的な愛護団体へのまとまった頭数の譲渡を模索した。

検討の結果、首都圏にある3団体を選定し、生活衛生課を通じて譲渡を打診し検討していただいたが、最終的に実現に至らなかつたため、残っている犬について殺処分を検討せざるを得ない状況となった。

表3 本事例崩壊後の経緯

年	月日	内容
令和4年	3月	・秋田市在住の食品衛生関係職員による飼養管理を実施
	4月	・生活衛生課2名、動物愛護センター3名による「対策チーム」発足 ・4月27日から、譲渡可能と判断した個体について譲渡希望者の募集を開始 ・「いぬ・ねこネットワーク秋田」に成犬1頭、子犬8頭を譲渡
	6月	・譲渡のためフィラリア、パルボウイルスの検査を実施
	7月	・首都圏3愛護団体に譲渡を打診
	9月	・初めて個人へ譲渡（2組2頭）
令和5年	3月	・「伊藤学園」に6頭を譲渡
	6月	・譲渡適性検査実施
	7月	・不適正と判断した個体の安楽死処置を検討 ・（一社）ONE FOR AKITAのドッグトレーナーによる馴化訓練開始 ・「伊藤学園」によるシャンプー、トリミング等の支援開始
	8月	・「ペットの里（岩手県遠沢市）」に2頭を譲渡（県外団体に初めての譲渡）
	9月	・県として全頭譲渡を目指す方針を決定
令和6年	5月	・残った6頭を分所からセンターへ移動

4 全頭譲渡への取り組み

(1) 学校法人伊藤学園からの支援

協働で譲渡事業を実施してきた「いぬ・ねこネットワーク秋田」は、当県内で唯一の動物愛護団体であるが、保護収容施設を所有していないため、同団体にこれ以上の受け入れをお願いすることは現実的ではなかった。

そこで、県内唯一の愛玩動物看護師指定養成所である「学校法人伊藤学園」（以下「伊藤学園」）に支援を打診したところ、令和5年3月に6頭を受け入れていただいたほか、各個体の衛生状態の向上や譲渡推進を図るため、先生方や学生の方々によるシャンプーやトリミングを継続的に実施していただいた。

(2) ドッグトレーナーによる馴化及び県外の愛護団体等への譲渡

令和5年7月からは、「一般社団法人ONE FOR AKITA」からの申し出により、当該団体のドッグトレーナーによる人への馴化訓練を開始した。

また、現行のセンターの譲渡制度においては県内在住者への譲渡を原則としているところであるが、さらに譲渡を進める必要があったため、県外の愛護団体や県内の動物取扱業者等に個別に支援を打診した。その結果、岩手県滝沢市に広大なシェルターを所有する「一般財団法人ペットの里」（以下「ペットの里」）が支援してくださることになり、令和5年8月に初めて県外の動物愛護団体に2頭を譲渡し、その後も継続して受け入れていただいた。

(3) 全頭譲渡を目指す方針の決定

こうした譲渡推進の取り組みの結果、飼養管理頭数が減少して収容能力範囲内になる目処がついたこと、また困難と思われた個体の馴化も可能と判断したことから、県として全頭の譲渡を目指す方針を決定した。

5 結果

譲渡頭数の推移及び譲渡先別の頭数を表4に示す。令和6年12月末時点で、譲渡頭数は57頭であり、その内訳は、団体等への譲渡が40頭（70.2%）、個人への譲渡が17頭（29.8%）であった。

団体譲渡の内訳は、いぬ・ねこネットワークが14頭（内子犬12頭）、伊藤学園が15頭、ペットの里が8頭、動物取扱業者等が3頭である。

また団体譲渡した犬たちは、いぬ・ねこネットワーク12頭、伊藤学園12頭、動物取扱業者1頭が新しい飼い主に譲渡

表4 譲渡頭数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
団体譲渡	いぬ・ねこネットワーク秋田	9	4	1	14
	伊藤学園		6	6	15
	ペットの里			8	8
	警察犬・愛犬訓練所			1	1
	動物取扱業者			2	2
個人譲渡		5	10	2	17
譲渡頭数合計		9	15	26	57
銃死（病死を含む）		5		1	6
残った頭数		54	39	12	5

注) 令和6年度は12月末の頭数

されている。

年度ごとの比較では、令和5年度に譲渡頭数が26頭と飛躍的に増加し、また令和6年度も順調に譲渡が進んで残りが6頭となったため、同年5月1日に分所での飼養管理を終了し、センターに移して管理する体制とした。

なお、出産直後に5頭の子犬が斃死し、飼養管理中に成犬1頭が病死した。

6 考察

本事例においては、収容能力を超えた頭数をどのように適正に飼養管理していくか、そして人を怖がる傾向が強い個体をどのように馴化して譲渡していくかという2つの課題に対応する必要があった。

この2つの課題は相関しており、譲渡を進めて飼養管理頭数が減少していくば、それに伴って飼養環境が良化するとともに、馴化にかけられる時間も増やせることになる。しかし、3ヶ月齢以降の社会化期に人を知らないで育った個体を馴化することは容易ではなく、1年経過しても40頭弱を抱える状況に担当者としては非常に危機感を覚えた。

こうした状況を変えて譲渡頭数を大幅に増加させた要因は、YoutTubeによる動画を継続して配信したことにより県民からの問い合わせが増えたことのほか、これまでの対応方針にとらわれない新たな視点、すなわち伊藤学園や動物取扱業者など動物愛護団体以外の団体等への支援要請や県外の愛護団体への譲渡であったと考えている。また、民間団体のドックトレーナーの支援を受け入れたことも、犬の馴化に大きな効果があった。

今後は、支援していただいた団体、特に犬を受け入れてくれた団体へワクチンや寄生虫予防等の獣医療的な支援を継続していくこと、また個人譲渡した方々が気軽に相談できる体制を継続していくことが必要である。

現在なかなか譲渡が進まないペットの里に対しては、年2回状況確認を兼ねて訪問し意見交換を行っているところであり、個人譲渡した方々に対しては、昨年11月に同窓会を開催して譲渡後の状況を確認したところである。

今回の多頭飼育崩壊事例では、約3年の年月と多大な労力を要して、ようやく通常業務範囲内で対応できるところまで到達することができたが、県内全域で多頭飼育事例が散見される現状では、同様の事例が発生するリスクは常にあり、同時多発的に発生した場合には、民間団体等と連携したとしても、センターだけで対応するには限界がある。

こうした状況を踏まえ、生活衛生課では昨年11月に市町村の福祉担当者を含む幅広い職域の関係者を交えて、「多頭飼育問題対策セミナー」を開催したところであり、今後同様の事例の発生を防ぐためにも、この機会を捉えて早急に取り組みを進めしていくことが必要であると考える。